



議案第四号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表の議会の項中「内一人は併任とし、本務職員を置かないものとする。」を削る。

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。